

教 健 体 第 3 2 号
令和2年（2020年）4月8日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

道外から転入学する児童生徒等の健康観察の対応について（通知）

現在、国内外において、新型コロナウイルス感染症が拡大しているところですが、政府対策本部において緊急事態宣言が発令されたことを受け、道においても4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」としたことを踏まえ、感染拡大防止に向け、次の点に留意の上、道外から転入学する児童生徒等の健康観察や支援に特段の配慮をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

記

- 1 児童生徒等の転入学の手続の際に、保護者に対し当該児童生徒等の過去14日間の健康状態を確認するとともに、別添「緊急のお知らせ『北海道にお越しになった皆様へ』」を手交し、転入学から2週間は、健康状態に十分留意するよう依頼すること。
- 2 学校においては、他の児童生徒等と同様、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」（令和2年3月27日付け教健体第1096号教育長通知）の別紙1「健康観察シート」等を活用し健康観察を行うとともに、当該児童生徒等が学校生活に適応するよう配慮すること。

健康・体育課企画・調整係
健康・体育課健康・体育指導係